

## 議案第 47 号 平成 27 年度小値賀町一般会計補正予算（第 1 号）に対する附帯決議

今審議した平成 27 年度小値賀町一般会計補正予算（第 1 号）において、議論が集中したのは小値賀町シルバーライフサポート給付金である。

我々は、本案は、敬老祝金と切り離して、考えるべきだとの立場で審議した。この給付金は、後期高齢者の保険料や介護保険料、消費税などの税金の増額により、生活が厳しくなった一定基準以下の公的年金受給者等の生活の支援を目的としている。

その目的からいえば、この予算は問題はないと思うものの、シルバーライフサポート給付金は、次の点から注意を要する。

まず第 1 点目は、現金支給の問題と金額である。個人への現金支給については、基準をしっかりと決めて歯止めをかけないと、際限なく多方面に影響が及び、人気取りのためにあらゆる対象者に支給するような事態が生じないとも限らない。また、金額的にも年に 5000 円で本当に困っている高齢者の支援になるのかとの疑問もある。

第 2 点目は、対象者の線引きの問題である。生活に困っている高齢者の把握をどうするのか、申請の仕方に問題はないのか。一定の所得以下という線引きは必要だが、公的年金を 60 歳から支給を受けた方と 65 歳から支給を受けた方との間に、また、一定の基準額のはざまにある方々、そして、75 歳との年齢の区切りについて、不平等感が生じないのかという問題である。

第 3 点目は、一定基準以下の収入で厳しい生活を強いられる高齢者の方々に対する抜本的な解決策を考える必要があるが、安易な現金支給により、この問題に取り組む行政の意欲がそがれて、結果、いつまでも本当の解決につながらない可能性があるとの危惧である。

第 4 点目は、国では、消費税の値上げにより、生活が厳しくなる年金受給者への配慮として、年金の増額を検討しているようだが、その対策がなされた場合、あるいは、現金支給ではない、高齢者が安心できる対策が講じられた場合は、シルバーライフサポート給付金は必要ではなくなるとの、見解が多く議員の一致した意見である。

よって、本議会は、今回はこの予算を原案可決するものの、シルバーライフサポート給付金の恒常的な予算計上には疑問を持つものであり、次年度及び国の対策が取られた場合においては、その役割は見直す必要があると判断する。

従って、現金を支給するシルバーライフサポート給付金については、次年度以降の見直しを図るべく、高齢者に対するさらなる具体的な政策を講じる努力をすることを求める。

以上決議する。

平成 27 年 6 月 23 日

小値賀町議会